

平成30年7月から渋谷区全域で「蛍光管」 の分別区分と回収方法が変わります。

これまで蛍光管は月1回の「不燃ごみ」で収集しておりましたが、
平成30年7月から、週1回の「資源」として回収いたします。
回収方法の変更につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

これにより、**渋谷区では次の8品目を資源回収**いたします。

- 新聞
- 雑誌
- 段ボール
- びん
- 缶
- ペットボトル
- スプレー缶、カセットボンベ
- 蛍光管**

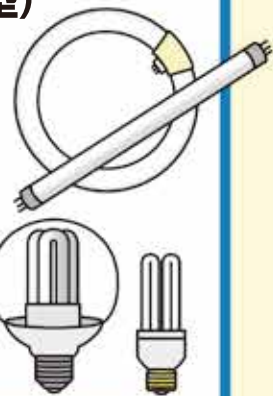


蛍光管を資源として回収するのは、次のものです。

ご家庭から排出される蛍光管類 (環型・電球型・直管型)

⇒ 購入時の箱(ケース)に入れるなどして、割れないように
「資源」回収の日に出してください。

また、粗大ごみ・不燃ごみで排出する「照明器具」の
蛍光管類は必ず取り外して資源回収日に出してください。



**資源として
回収できないもの**

- ・LED蛍光管
- ・LED電球
- ・白熱電球等
- ・割れた蛍光管

⇒今までどおり「不燃ごみ」の収集日に出してください。

収集地区・収集時間に変更はありません。資源回収日の**朝8時(繁華街地域は7時30分)**
までに利用している集積所にお出しください。

水銀の適正処理のため 蛍光管の分別区分を変更します

蛍光管には微量の水銀が使用されています。

水銀の適切な処理を進めるため、分別区分を「資源」に変更し、資源の有効利用を進め、ごみの減量化を図ります。

なお、水銀が使用されている体温計・血圧計などについては清掃事務所にお問い合わせください。

家庭から出る蛍光管は拠点回収も行っています

資源として回収できる蛍光管類（表面のとおり）は、下記拠点回収場所に設置してある『回収ボックス』に入れることも可能です。その際は、割れないよう、蛍光管購入時に入っていた箱に入れていただくか、紙に包んでお出してください。

拠点回収場所

施設名	施設住所	回収時間
清掃事務所 (区役所美竹分庁舎)	渋谷区渋谷1-2-17 03-5467-4073	月～金（祝休日・年末年始を除く） 8時30分～17時
本町リサイクルセンター	渋谷区本町1-56-2 03-3372-1020	火～日（祝休日・年末年始を除く） 9時～17時
文化総合センター大和田	渋谷区桜丘町23-21	施設の開館時間内（年末年始を除く）
代官山スポーツプラザ	渋谷区代官山町17-9	9時～21時〔第2・4月（祝休日にあたる場合は直後の平日）、年末年始、施設点検日を除く〕



蛍光管の資源回収に、ご理解・ご協力をお願いします

◆このお知らせの外国語版（3か国語分）は、ホームページに掲載予定です◆

【拠点回収についての問合せ】

渋谷区 清掃リサイクル課 リサイクル推進係 TEL 03(5467)4073